



\*マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています\*

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



皆さまいかがお過ごしでしょうか。長かった夏がようやく終わりました。ニュース番組でアナウンサーが「短い秋を楽しみましょう」と言っていました。既に上着がないと寒く感じる日も多く、あっという間に冬がやってくるのでしょうか。食欲の秋でもあります。食べ過ぎないように、美味しいものをたくさん食べたいです。

★気になる相場★

～社員への香典の相場～



【傷病見舞金】

(円)

	業務上傷病（一律定額支給）	業務外傷病（一律定額支給）
最高額	200,000	50,000
最低額	3,000	2,000
最多回答額	10,000	10,000

\*日本実業出版社（2018年6月調査）

## ★10月のお仕事カレンダー



10 / 10	● 9月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
10 / 31	● 9月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 8月決算法人の確定申告と納税・2024年2月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 11月・翌年2月・5月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで） ● 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の7月～9月分の労災事故について） ● 労働保険料の納付（延納2期分）

## ★給与計算★



～算定基礎届により、社会保険料が変わります～

7月に提出した算定基礎届により、9月からその結果が反映され、健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額が新たに設定されます。9月（10月納期限）から適用されますので、給与計算では10月支給の給与から保険料が変わります。給与計算の際には、新たな保険料が変わりますので、設定を変更しましょう。  
新しい標準報酬月額は、固定的賃金の変動などがない限り、今年の9月から来年の8月まで適用されます。

## 離職を防止するために！ 社員が退職する原因とその対策③

前号では、自社の離職率を下げるために、まず着手することは「採用」だということをお話しました。入り口で自社に合う人なのかどうかをきちんと見極める必要があるということです。入り口での見極めた後、ほったらかしではこれまたうまくはいきません。前々号であげた理由は、①労働条件、②人間関係、③仕事内容ややりがい、④会社の将来性でした。

### 退職理由のヒアリング

自社の離職は、どこに理由があるのか、意外と見落とされがちですが、これをまず知ることが非常に重要です。既に退職を決めた社員に対して退職を決めた理由は何なのか、ヒアリングを行います。慰留が目的ではないので、退職が決まった後に行うのがよく、できる限り本音を引き出せるようにしましょう。

### 離職防止ツールの活用

離職防止ツールを活用し、ストレス状況やモチベーションを可視化することも大切です。

### コミュニケーションの活性化

コミュニケーションの活性化も離職防止へ効果があります。なぜなら、人間関係を理由にあげると割合がとても大きいからです。部署内や上司部下同士の風通しがよくなることで人間関係のストレスを減らすことができますし、トラブルの予兆を察知し、迅速に対応できるメリットもあります。掲示板、社内メール、面談や社内イベントなどで交流を盛んにする方法があります。また、管理職に対して、マネジメントやハラスメントの研修を行うことも大切です。

### 労働条件や待遇の見直し、整備

労働条件や待遇が不満となっているケールも多いので、過度な残業や業務量過多が慢性的になっていないか、業務内容に対して給与が見合っているか、働き方の多様化や柔軟な働き方に対応するためテレワークの実施やフレックスタイム制などの検討もよいでしょう。また、部署内で問題を抱えたり業務内容に不満を感じたりしている社員に対しては、ジョブローテーションや異動などで適切な人材配置の工夫もあります。

### 評価制度の明確化

自分の頑張りが評価されないと感じているとやりがい低下の原因となりますので、明確な評価制度を整えることも必要です。数値で示された評価基準は公平で納得感が得られやすくなります。1対1のミーティングや定期的な面談で、数字では表れにくい成果を把握することも有益です。社内表彰などを設けて、チャレンジしやすい環境作りも検討してみましょう。

普段から社内や社員個人の状況を把握し、しっかりと離職防止策に取り組んでいくことが会社に求められているといえるでしょう。

\*マイナンバーも安心！  
弊所は電子申請でお手続きしています\*

\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\*

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp  
URL <http://ikiiki30.com/>

